

## 【記載例】子の監護に関する陳述書（監護親用）

### （あなたの生活状況）

#### 1 生活歴

平成○年○月，○○高校卒業，同年○月，有限会社○○に入社

平成○年○月○日，被告と婚姻。同年○月，○○市で被告と生活

平成○年○月○日，子○○出生

平成○年○月，株式会社○○に転職

平成○年○月○日，被告と別居し，子とともに現住所へ転居

#### 2 現在の仕事の状況

株式会社○○に正社員（営業職）として勤務している。

毎週月曜日から金曜日まで出勤する。勤務時間は午前○時から午後○時までである。休日出勤はほとんどないが，月末は多忙であり，年に二，三回休日出勤する。残業は週2回程度あり，1回の残業は1時間ほどである。通勤時間は電車で片道約○分である。

#### 3 経済状況

給与収入が月額○○円（手取り）である。賞与が，年2回，各○○円である（甲○号証 平成○年度源泉徴収票写しのとおり。）。被告からの婚姻費用が月額○○円である。

主な支出は，家賃○○円（甲○号証 契約書写しのとおり。），保育料○○円，子の習い事○○円である。

#### 4 一日の生活スケジュール

別紙「子のスケジュール表」参照

#### 5 健康状態

不眠により，平成○○年○月から毎月1回，○○病院（心療内科）に通院し，○年○月まで，睡眠薬及び安定剤を服薬していた。症状が軽快したため，平成○○年○月から通院していない。

#### 6 同居者の状況

子 ○○○○（4歳） ○○保育園児 健康状態に問題はない。

#### 7 住居の状況

間取りは甲○号証（間取り図）のとおり。間取り図の洋室1を子ども部屋として使い，洋室2を原告と子の寝室として使っている。

(別紙様式第4-1)

子の保育園は徒歩で10分の距離にある。

**(監護補助者の生活状況)**

8 生活状況

・母方祖母 ○○○○(60歳) 昭和○○年○月○日生 弁当店パート

住所 ○○町○○1番2号

心臓病により、平成○○年○月から1か月間入院した。現在も月1回通院、服薬している。

・母方叔母 ○○○○(25歳) 昭和○○年○月○日生 アルバイト 住所は

母方祖母と同じ。健康状態に問題はない。

9 具体的な監護補助の状況

母方祖母は、原告宅から徒歩5分の場所に住んでおり、原告が仕事の都合で保育園の迎えに行けないときは、原告の代わりに迎えに行き、夕食の用意をする。母方祖母が保育園の迎えに行くことは、月に三、四回ある。

母方叔母は、週末に、原告と一緒に子を連れて遊びに出かけたり、子の遊び相手をしたりする。

**(お子さんの生活状況)**

10 生活歴

平成○年○月○日に出生。○○県○○市で原告及び被告と生活。

平成○年○月、私立○○保育園に入園

平成○年○月○日、原告とともに現住所へ転居し、原告と生活

11 一日の生活スケジュール

別紙「子のスケジュール表」参照

12 これまでの監護状況

(1) 出生～別居

原告が、授乳、おむつ換え、寝かしつけ、健診や病院の受診などを主に行っていた。被告は、仕事から帰宅後、子を風呂に入れたり、週に二、三回、おむつを替えたりしていた。食事の用意や衣類の洗濯などの身の回りの世話、保育園の送迎や行事参加も原告が行った。運動会には被告も参加した。

(2) 別居～現在

近所に住む原告の母及び妹の補助を受けて、原告が子の世話をしている。原告は保育園の送迎を行い、保育園行事にも参加している。

13 心身の発育状況、健康状態

出生後、数日して黄疸が出たが、治療を要せずすぐ治まった。

3歳ころからアトピーの症状が出て、皮膚科を受診し、アトピー性皮膚炎と診断された。以後、定期的に通院しており、現在は月2回通院し、内服薬と塗り薬を処方されている。アトピー性皮膚炎のほかは、たまに風邪を引くくらいである。

1歳で歩行ができた。おむつは4歳までに完全に外れた。言葉は1歳半ころから「パパ」、「ママ」などの発語が見られ、3歳ころから急激に語彙が増え、現在はかなりやりとりができる。服の脱ぎ着も自分でできる。これまで発育は順調で、問題はない。明るく、人見知りをしなない。(甲○号証 母子健康手帳の写しのとおり。)

1 4 現在の通園・通学先における状況

保育園名 私立○○保育園

所在地 ○○市○○町1番2号 電話0000-11-2222。

出欠状況 月曜日から金曜日まで通園している。今年度は発熱などにより3日欠席した。園では友達もいて、楽しく過ごしている。(甲○号証 お便り帳の写しのとおり。)

1 5 父母の紛争に対するお子さんの認識、あなたからお子さんへの説明

別居のときに原告から「パパとママはけんかして、一緒に住めないで別々に暮らす。」と説明した。原告と被告がうまくいっていないことは何となく分かっているようである。その後、子から被告のことを聞かれたことはない。調停や裁判のことはまだ説明していない。

1 6 別居後の、同居していない親との交流状況

子は、平成○○年○月から毎月1回、日曜日に被告と面会している。これまでに20回くらい面会した。面会時には原告は立ち会わない。

(今後の監護方針)

1 7 親権者となった場合の具体的な監護方針

引き続き現在の住居に住み、原告の母及び妹の補助を受けながら、監護を続ける予定である。子と被告の交流は、これまでどおり、毎月1回会ってほしい。

1 8 その他

特記事項なし